

第2章 地球温暖化について

第1節 地球温暖化に対する国際的な取り組みの流れ

1988年、カナダのトロントで、最新の科学的・技術的・社会経済的な知見に基づき人為的な気候変動のリスクを評価し、各国政府に情報の提供を行うことを目的とした政府間機構である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が設立された。

1990年、IPCC第一次報告書により、地球温暖化が自然のものだけでなく人間の活動によるものであることが示唆された。

1997年、京都でCOP3（気候変動枠組条約締約国会議）が開催され、京都議定書が参加192ヶ国で採択された。産業革命以降、温室効果ガス排出責任国である先進国（OECD加盟国）に温室効果ガスの削減目標を設定した。

2005年、京都議定書が発効したが、アメリカやオーストラリア等は批准せず、結果55ヶ国の参加にとどまった。削減を実施する期間は2008年から2012年までと決まり、第1約束期間と呼ばれた。

2011年、南アフリカダーバンでCOP17が開催され、米中を含むすべての主要排出国の2020年以降の法的枠組みの作成に向けてダーバン・プラットフォーム特別作業部会（ADP）の設立が決まり、京都議定書の第2約束期間の設定に向けた合意が採択された。

2014年、IPCCが取りまとめた第5次評価報告書によると、人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった可能性が極めて高いことが結論付けられた。また1880～2012年において、世界平均地上気温は0.85℃上昇しているとされている。

世界全体で、エネルギー効率がより急速に改善し、二酸化炭素をほとんど排出しない、再生可能エネルギー、原子力、二酸化炭素回収・貯留（CCS）付き火力・バイオマスエネルギーなどの割合が2050年までに現状の3倍から4倍近くになる2℃シナリオでは、2100年時点での温室効果ガス排出量がほぼゼロ又はマイナスとなり、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えられる可能性が高いことも示された。

2015年、フランス パリでCOP21が開催され、参加195ヶ国によるパリ協定が採択された。この協定には産業革命前からの気温上昇2℃未満目標と共に、1.5℃未満に抑えることを明記され、世界全体で今世紀後半には、人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向を打ち出した。また、1.5℃未満目標については、IPCCにその排出経路を明らかにすることを要求。このほか、進捗状況をチェックすることや、各国は削減目標を5年ごとに見直すことなどを決めた。

2016年、モロッコ マラケシュでCOP22が開催され、パリ協定のルール作りを軌道に乗せること等が合意された。

現在協定を批准できていない国を含めてルール作りに参加できるように現在の締結国会議（CMA1）を一時中断すること、2018年に開催されるCOP24までにルール作りを完了させ、CMA1を再開すること、その中で作成されたルールを採択すること、2020年よりパリ協定の取り組みを開始すること等を決めた。

わが国は、2015年にCOP21開催に先立ち、「日本の約束草案」を国連気候変動条約事務局に提出し、2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を26%削減する目標を掲げた。

また、2020年10月に、菅首相が国会の所信表明演説において「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、その実現に向けた取り組みをスタートした。

第2節 有田市の地球温暖化への取組み

有田市役所は、市内最大の事業所の一つとして、事業における温室効果ガス排出量等の抑制を推進し、環境に与える影響を低減させることに努めています。

職員は、日常生活と地球温暖化問題との関わりがあることを認識し、環境への負荷の少ない対応を心掛けています。

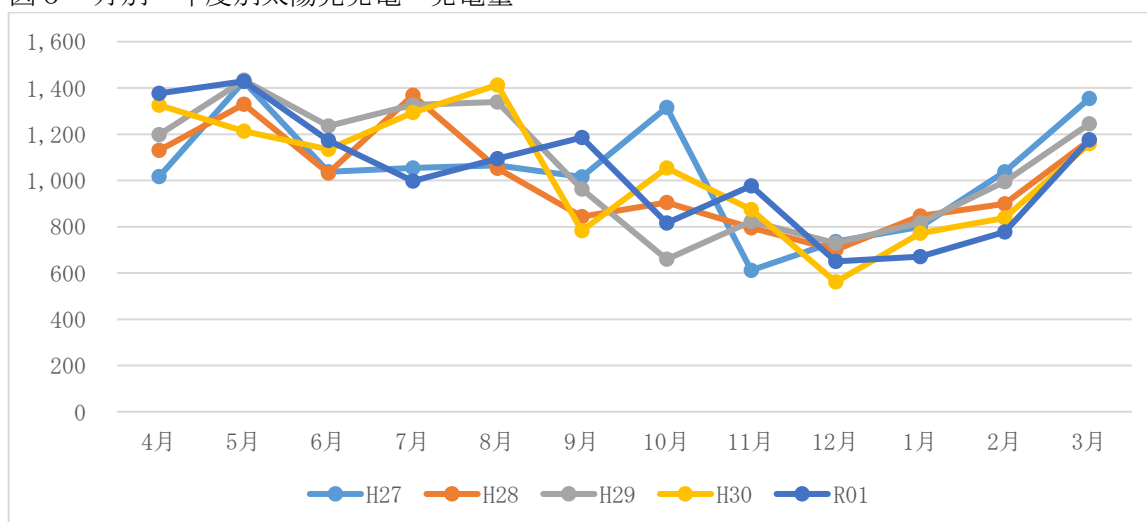
有田市役所での地球温暖化対策は以下のとおりです。

- ① クールビズ及びウォームビズに努めています
季節に応じて、夏は軽装、冬は重ね着をし、冷房や暖房に頼り切らない服装をしています。
また、冷暖房室温を夏季は28℃、冬季は17℃を目安として設定し、電力消費を抑えます。
- ② 自動車に不要な荷物を積んだままにしないようにし、燃費の向上に努めています。
- ③ 自動車を運転する際には、急発進や急加速、アイドリング等を少なくし、燃料消費の少ない運転を心掛けています。
- ④ 電気、水道、ガス等の使用量の削減に努めています。
平成29年度に水道水の削減を効率的に行うため、女子トイレにトイレ用擬音装置を設置しました。
- ⑤ 太陽光発電システムの導入
平成27年3月より、市役所庁舎屋上に太陽光発電パネルを設置し、庁内の電力の一部に充てています。

表11 年度別月別太陽光発電量 (単位：KWh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H27	1,016	1,428	1,037	1,054	1,065	1,016	1,316	612	736	800	1,037	1,354	12,472
H28	1,130	1,329	1,032	1,368	1,053	844	904	795	700	847	900	1,173	12,075
H29	1,198	1,433	1,235	1,327	1,340	962	659	823	730	817	994	1,245	12,762
H30	1,326	1,213	1,135	1,294	1,413	783	1,054	874	561	772	838	1,159	12,422
R01	1,376	1,429	1,173	997	1,094	1,185	816	976	650	671	778	1,176	12,326

図6 月別・年度別太陽光発電 発電量



- ⑥ 市役所業務における二酸化炭素排出量の削減に努めています。
令和元年度より、市役所内で排出される二酸化炭素排出量を、燃料や電力等の使用量から算出し、排出量の削減につなげてゆく取り組みを開始しました。

第3節 水環境の保全（生活排水処理対策）

平成13年4月から浄化槽法の一部改正によって、浄化槽設置時においては合併処理浄化槽を設置しなければならないと義務付けられました。新築時の設置や単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの付替えにより、合併処理浄化槽の設置がすすみ、汚水処理人口普及率は増加しつつあります。

しかしながら、本市における汚水処理人口普及率は、33.9%（令和元年度、国平均91.7%・県平均66.0%）であり、水環境の保全、市民が健康で快適に生活できる健全な水環境を確保するという目的達成のためには、水環境悪化の最大要因である生活排水（し尿及び雑排水）に係る対策を早急に講じていかなければなりません。

本市では、平成6年度より有田市合併処理浄化槽設置整備事業として、合併処理浄化槽設置に対し予算の範囲内で補助金を交付するとともに、合併処理浄化槽の設置を推進し整備を図っているところであります。平成13年4月に浄化槽法が改正されたことにより、新築時等浄化槽設置の際は必然的に合併処理浄化槽が設置されることとなりますが、既存単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの付替え等、いかに整備していくかが今後の大きな課題であります。

なお、平成26年度からは単独浄化槽の撤去費用についても助成できるようになり、また、平成29年度からは、飲食店・旅館の50人槽以下の浄化槽の付替えについても補助の対象となりました。

さらに、平成30年度には、新築や建替えの場合を除く、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替えによる配管工事費用も助成の対象となりました。

今後も合併処理浄化槽のさらなる普及に努めていきます。

また、本市では、漁業集落排水処理事業として、矢櫃地区・逢井地区がそれぞれこの認可を受け、地区内の生活排水を集合処理するため事業が実施されています。

今後の汚水処理整備について、水環境の保全上、あらゆる方向から引き続き各担当課間等で十分協議し、早急に整備が図られるよう汚水適正処理構想を適宜見直しながら、汚水処理整備率の向上を図っていきたくと考えております。

平成6年度より実施している合併処理浄化槽設置整備事業補助金対象基数は下表のとおりです。

表12 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付基数

年度	交付基数	年度	交付基数
H6	5	H20	114
H7	7	H21	100
H8	25	H22	98
H9	12	H23	105
H10	14	H24	87
H11	19	H25	99
H12	45	H26	89
H13	152	H27	89
H14	146	H28	72
H15	164	H29	75
H16	144	H30	88
H17	135	R01	94
H18	106	合計補助基数	2,211
H19	127		